

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 14 日現在

機関番号：37401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K06740

研究課題名(和文) 共同空間にみる震災後の集落再生に関する研究

研究課題名(英文) A Study on the village revival after the earthquake disaster through common space

研究代表者

秋元 一秀 (Akimoto, Kazuhide)

崇城大学・工学部・教授

研究者番号：90299660

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：平坦な地形に立地する集落では、神社、お堂、墓地と居住域の位置関係は内包、近接である場合が多く、嘉島町では公園も集落ごとに整備され、各共同空間が震災後の再生を含め機能し、継承されていた。一方、山裾や台地に立地し傾斜地の集落では、墓地が離れた場所にあると消滅の傾向で、都市計画区域外であれば計画的な公園整備はなく、震災後、共同空間を介したつながりの継承が難しい状況もみられた。ただ、益城町広崎の神社再建と氏子組への取込み、南阿蘇村等の墓祭り継承、納骨堂組合等による墓地再建、お法使祭りにおける新たな会の設立など、集落としてのまとまりと再生に対し、共同空間を介した集団の存在が重要であることが確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

共同空間は集落再生やコミュニティ維持に寄与することを示したが、課題もみられた。公園は都市計画区域内では避難や震災後の利用を考慮して集落に対応した整備の必要があり、区域外の集落では公園に代わる場所の確保や確認が必要となる。一方、神社やお堂は、祭りなどにより存在意義は認知され、コミュニティ維持への寄与は大きい。氏子の存在は不可欠である。人口増加地区では新たな居住者への働きかけが、減少地区では担い手の確保が問題となる。また、納骨堂化の流れの中で墓地の維持は難しい状況にあるが、管理団体の設立や墓祭りにみられる墓地での集まりなど共同空間のひとつとして再考する余地はある。

研究成果の概要(英文)：At the village located in the flat topography, a shrine, a temple, a graveyard is often located in or near the residence area. In Kashima town the park was maintained for each village and each public space functioned including the reproduction after the earthquake disaster and was succeeded. On the other hand, at the village located on foot of a mountain and the plateau, when a graveyard was far from the village, it tended to be abandoned, and the park was not maintained premeditatedly if a city planning area was out of it. As a result, after the earthquake disaster, the succession of the connection through the public space was in the difficult situation. But the existence of the group through the common space is important for a unity and the reproduction of the village, from examples such as shrine rebuilding and making the member of parishioner at Hirosaki in Mashiki town, succession of grave festival in Minamiaso village and the establishment of the new meeting of Ohoushi-festival.

研究分野：建築計画

キーワード：集落再生 共同空間 コミュニティ 集団

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

集落には共有地、水系、集会所、神社、墓地など多様な共同空間が存在することが、都市空間との対比において際立った特徴である。また、こうした共同空間は集落の領域や骨格といった概念の実体をなし、その空間構造を読み取る上で重要な要素である。

熊本地震において多くの集落が被災した。その中で集落によっては地震発生後、集会所や公園が避難場所となり、その後仮設住宅が建設され、神社ではその被災状況にもよるが、いち早く例年通り祭祀を行う旨の貼り紙がなされているものもあった。集落内の共同空間が一時的とはいえ居住機能を果たし、同じく集落内で行われていた祭祀が継続されることは、被災により失われる可能性のある集落内コミュニティの維持・再生に大きく寄与すると考えられる。したがって、集落では、人々が時間をかけて大切に築いてきた景観、信仰、祭り、暮らしのあり方など生活文化を継承することこそ、持続可能な再生が可能になる。そのためには暮らしの中で育まれた資産を読み解く必要がある。

2. 研究の目的

前述したように、共同空間のあり方は被災後の集落内コミュニティの維持・再生に大きく関係すると考えられることから、その背景を考察する。集落の空間構成、日常的共同空間である集会場や公園の整備状況とその役割、非日常的空間である神社や墓地の再建過程及び祭祀の運営形態から、共同空間が機能するための集落の構造上の特徴を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 公園に関して、嘉島町、益城町、旧城南町、御船町、甲佐町、西原村、南阿蘇村を対象に、町村の文書及び役所への聞き取り調査から、震災前の公園整備の指針とその実態、仮設住宅地の選定過程、並びに、震災後の防災計画における公園整備の動向を踏まえ、集落における公園の意義と課題を明らかにする。

(2) お堂に関して、益城町を対象に立地、建築的特徴及び震災後の状況を把握するとともに、下寺中灰塚集落を対象に、共同空間を含めた空間構成上の特徴と祭祀空間の震災前後、並びに、それに係わる活動を明らかにする。また、益城町の津森神宮のお法使祭に着目する。この祭りでは、江戸時代における津森郷の領村とほぼ一致する益城町、西原村、菊陽町の12の地区を12年かけて一巡し、ご神体は神幸するそれぞれの地区に設けられるお仮屋に1年間奉祀される。この祭りは地震後も復興を祈願して行われたが、平成30年には震災の影響もあり神事のみとなり、時代とともにその内容や運営組織は変容し問題を抱えているようである。文献調査及び祭りを担う地区の区長等への聞き取り調査から祭りの状況を昭和中期頃とその後の変容から捉え、運営に関わる組織を踏まえ震災後の実施状況を把握し、継承する上での課題や地区内および地区間のつながりを考察する。

(3) 墓地に関して、南阿蘇村及び西原村の集落に対して、その空間構成上の特徴を墓地の位置、形態及びその変容から把握するとともに、墓祭りに着目し、現地及び聞き取り調査から経年的変化と地震による影響を捉え、墓地を介した共同性に関する実態と課題を考察する。

(4) 嘉島町下六嘉と益城町広崎を例に、立地及び共同空間を通じた集落構成の特徴を現状と変容から明らかにするとともに、地震後の再建の状況から共同空間の役割をあらためて再考する。

4. 研究成果

(1) 公園整備と仮設住宅地

嘉島町では全域が都市計画区域に指定されており、震災前から集落ごとに公園を整備し、震災後は仮設住宅地として機能したが、それ以外の町村では、都市計画区域に指定された町では公園は全域に配されてはいたが、防災面を考慮した計画的整備は見られず、指定されていない町村では災害を想定した公園計画はなされていなかった。また、仮設住宅地は公有地と集落近くが優先されたが、結果的には公有地利用は低調で、嘉島町以外では規模や立地が問題となり公園の利用も少なかった(図1)。

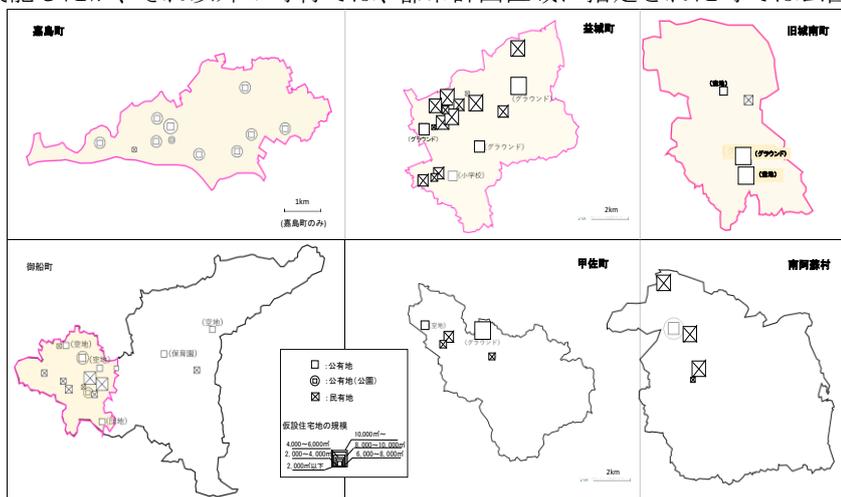


図1 各町村における仮設住宅地

(2) 神社及びお堂を介した活動

(2.1) お堂

益城町の集落内には神仏のお堂が見られ、多くは集落を単位としたもので、構造は9割弱を木造が占め、地震により倒壊したものもあったが、多くは補修や補強などが行われている(表1)。

益城町の下寺中灰塚集落は現在ひとつの行政区になっているが、組単位としては下寺中と灰塚に分かれており、それぞれの集落構成は共通しており、ふもとに位置する居住域の南の低地に田、北の益城台地上に畑の生産域をもつ。居住域内では台地側の端にそれぞれの集落の拠り所である観音堂と地蔵堂が位置し、集落ごとの所有・利用・管理で、主な活動は共通して座祭りと清掃である。建築的には両方とも木造平屋建てで、ご神体が位置する後方の壁のみ板壁で、残り三方向は手すりのみである。灰塚では年3回、主に先祖供養のために座祭りが行われており、4月と9月は公民館で、3月は観音堂で行われ、また、9月には“センドリマイリ”が観音堂にて行われている。震災後、住民の居住地はばらばらであったが、この祭りとは座祭りだけは多くの人が参加したとのことである。尚、公民館ができる前は、全て観音堂で行われており、お堂は祈りの場だけではなく、自治や娯楽など複合的な機能を果していることが窺える。震災により、観音堂は倒壊したが、その年のうちにボランティアによりご神体のみを祀るお堂が建設されたが、傾いた地蔵堂同様、予算の一部を県の地域コミュニティ施設等再建補助金を利用して再建された(図2)。

(2.2) お法使祭り

12年かけて益城町、西原村、菊陽町の12の地区を一巡するこの祭りは、ご神体の受け渡しが行われる当日祭ではお仮屋に1年間安置されたご神体を神輿に移し区内をまわり、地区境で次の地区に引き継ぎ、そこのお仮屋に遷座する。現在、運営する組織は大きく津森神宮、お法使屋会、実行委員会からなり、神宮は神事、実行委員会は祭りの計画と遂行、お法使屋会は神宮と委員会の仲介役を担う。お法使屋会とは津森神宮の要請により、各地区への連絡や報告を簡略化する目的で平成7年に設立され、各地区から選出されたお法使屋からなる。実行委員会は区長が委員長を務め、構成は各種団体長、神幸行列の役割ごとの責任者などからなる(図3,4)。

文献⁴⁾によると、お法使屋はご神体を受け取った1年間そのお世話を担い、元は庄屋が世襲でつとめ、祭りの資金も賄っていたとのことであるが、現在は世襲であるのは5で、それ以外では世襲家の親戚が3、祭りに詳しい人が務めるという形式が2、区長は1であった。世襲が減少する中、お法使屋会の設立は継承への対応のひとつのことであった。運営費用は住民への徴収と寄付によっており、それに加え、西原村と菊陽町では助成金が使われている。お仮屋の構造は本来、木造で壁と屋根は藁葺きであったが、昭和50年頃から壁と屋根をトタンで作るようになった地区もでてきた。なお、県の指定後は木造で壁と屋根は藁葺きにすることが義務付けられており、その施工方法の継承が課題となっている(表2)。

震災直後の平成28年の曲手から辛川への場合では、祭りの特徴である神輿を投げる行為が自粛されたものの復興祈願を目的として行われた。ただ、その2年後に担当した平田では震災による被害が大きく、参加できる住民が集まらないことから、日程変更の提案などがあったが、県の指定をうけたこともあり神宮及びお法使屋会に認められず、結果、神事のみとなった。

実行委員長の区長への聞き取りから、祭りは地区をまとめ活性化させるなど、多くがその意義を認めており、地区を離れた人々も含め地区のつながりを確認する場になっていた。一方、運営

表1 益城町の集落ごとの主なお堂など

字名	お堂	小字	構造	現況	平面形態	
					機能分類	面積
赤井	赤井観音堂	赤井	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	2740 4350
砥川	衣更の阿彌陀仏堂	上砥川	木造	倒壊	御神体保護+柱のみ	3000 4750
	秋永観音堂	秋永	木造	土台すれ、瓦修復済み	御神体保護+柱のみ	2070 2270
	土山太子堂	土山	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	3840 3990
	阿蘇地蔵堂	秋永	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	3260 4600
	阿蘇地蔵堂	秋永	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	4790 3850
	阿蘇地蔵堂	秋永	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	3010 2790
古閑	古閑地蔵堂	古閑	木造	倒壊	本殿+拝殿	2850 4740
	小幡観音堂	大幡	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	
	瑞雲阿彌陀堂	瑞雲	石造	コンクリート壁入れ	御神体保護	
惣領	惣領堂	惣領	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	
	惣領観音堂	惣領	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	2505 2920
馬水	祖孫天満宮	馬水	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	1400 1820
	馬水地蔵堂	馬水	木造	倒壊	御神体保護+柱のみ	
安永	山王社	安永	木造	倒壊	御神体保護+柱のみ	
	安永観音堂	安永	木造	倒壊、消失	御神体保護+柱のみ	
	反塚観音堂	下寺中灰塚	木造	倒壊	御神体保護+柱のみ	
	下寺中地蔵堂	下寺中灰塚	木造	倒壊	御神体保護+柱のみ	2740 5010
	寺道観音堂	寺道	木造	倒壊	御神体保護	
	寺道地蔵堂	寺道	木造	倒壊	御神体保護+柱のみ	
木山	市/後の天神社	木山	木造	倒壊	御神体保護+柱のみ	
宮園	田福地蔵堂	宮園	木造	被害・修復跡あり	御神体保護+柱のみ	1950 1900
	宮園の釈迦堂	宮園	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	2150 2720
	福原観音堂	福原	木造	土台すれ	御神体保護+柱のみ	1900 2000
	雲山山明神寺	南	木造	土台すれ	御神体保護+柱のみ	3970 3980
	川内田観音堂	川内田	木造	土台すれ	御神体保護+柱のみ	4960 3840
	内寺薬師堂	内寺	木造	被害・修復跡見られず	本殿+拝殿	3810 3180
	内寺薬師堂	内寺	木造	倒壊	本殿	3810 3960
	内寺薬師堂	内寺	木造	倒壊	御神体保護+柱のみ	
	谷川の放生地蔵	谷川	木造	木材で固定	御神体保護	
	神野地蔵堂	神野	木造	土台すれ	御神体保護+柱のみ	4880 2920
	福原阿彌陀堂	福原	木造	土台すれ	御神体保護	1920 1890
	白馬社	平田	木造	倒壊	御神体保護+柱のみ	
平田	妙見社	平田	木造	消失	御神体保護+柱のみ	
	平田阿彌陀堂	平田	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護	
上原	宮園の釈迦堂	宮園	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	1800 1900
	杉堂	杉堂	木造	倒壊	御神体保護+柱のみ	2000 2640
	田原地蔵堂	田原	木造	消失	御神体保護+柱のみ	
	田原薬師堂	田原	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	2720 3330
	寺中地蔵堂	寺中	木造	倒壊	御神体保護+柱のみ	1880 1880
	高道の御持坊	高道	石造	モルタル補修	御神体保護	
	鎌倉寺(神宮観音堂)	山道	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	2110 1880
	二重寺跡	北尾	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	1850 1850
	神道観音堂	精治	木造	土台すれ	御神体保護+柱のみ	3030 4670
	大福寺跡	中尾	木造	被害・修復跡見られず	御神体保護+柱のみ	2790 2355
	尾道山光寺	下塚	木造	消失	御神体保護+柱のみ	

(引用文献2) 3)から抽出し対象とする)



図2 下寺中灰塚の集落構成



図3 お法使祭対象地区(引用文献5)より)

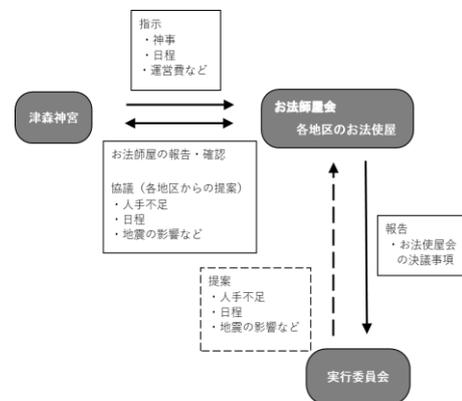


図4 組織関係

認められず、結果、神事のみとなった。実行委員長の区長への聞き取りから、祭りは地区をまとめ活性化させるなど、多くがその意義を認めており、地区を離れた人々も含め地区のつながりを確認する場になっていた。一方、運営

する側としては区長の変更、祭りの内容及び神宮やお法使屋会との関係などの引継ぎなど、続き物として重荷に感じていた地区もあった。また、地区間の関係は受け渡しを行う地区同士ではみられるが、それ以外ではお法使屋間や同じ町村の区長間以外では確認できなかった。ただ、震災の影響が大きかった平田に対して、戸次から法被の提供の申し出があり、また、共通の問題点である参加者の確保に対し、地区外に住む同出身者の参加を促したり、地区外の人的協力を得る予定もあるとのこと、祭りを通した新たなつながりの契機になるかもしれない(表2)。

表2 祭りの変容及び祭りに対する考え(区長への聞き取り)

祭りの名称	お法使屋	位置	お法使			祭日	運営費	地区	祭りの役割	運営について	震災後の祭りについて	祭りの日程変更
			旗	旗	旗							
平田→平田 (平田→平田)※	推廣 (昭和32年より前:世襲)	個人の敷地・地区の中央 (昭和32年より前:個人の敷地) 平田→お法使の敷地 平田→地区の敷地(高台)	木造	木造(下地:トタン) トタン(不燃:葺)	木造(下地:トタン) トタン(不燃:葺)	平成18年10月30日 平成18年10月30日	各戸からの集金 個人・法人からの寄付	平田	祭りに対する考え方の変化が みられる	震災との関係上の良い・悪い 両方に沿った運営 (目標策定など)	被害が大きかったため予算を かけずに運営	○
田原→小森 平成20年	世襲	福富神社の境内・お法使屋の隣	木造	木造 トタン(不燃:葺)	木造 トタン(不燃:葺)	10月30日	各戸からの集金 個人・法人からの寄付	田原	地区の活性化	震災との関係上の良い・悪い 両方に沿った運営	祭りを目的として行う	○
小森→杉野 平成21年	区長 (昭和35年まで:世襲)	小森公民館の隣 (昭和60年、平成3年:個人の敷地)	木造	トタン (昭和48年まで:葺)	トタン (昭和48年まで:葺)	10月30日	各戸からの集金 個人・法人からの寄付	小森	継ぎ物としての価値 維持	区長が変わるなどの対応 継ぎ物による意見が強い・懐疑 的減少	震災の影響があり、予算確保 を検討	○
杉野→瓜生迫 平成22年	その他 (昭和48~49年:区長、 それより前:世襲)	杉野公民館敷地内近く (昭和60年以前:天神社近く)	木造	トタン (昭和48年まで:葺)	トタン (昭和48年まで:葺)	10月30日	各戸からの集金 個人・法人からの寄付	杉野	地区をまとめるもの	震災との関係上の良い・悪い 両方に沿った運営	今までどおりで行う	○
瓜生迫→秋田・土林 平成23年	世襲	公民館近くの空き地 (昭和61年以前:お法使屋の上の空き地)	木造	トタン (不燃:葺)	トタン (不燃:葺)	10月30日	高野村からの助成金 区町村、各戸からの集金 個人・法人からの寄付	瓜生迫	地区のつながり 維持	震災との関係上の良い・悪い 両方に沿った運営	地震と祭りは別として行う	
秋田・土林→ 田中・門出・栗田 平成24年	世襲 (昭和62年以前:地区の敷地)	秋田公民館の近く・地区の中央 (昭和62年以前:地区の敷地)	木造	トタン (昭和60年まで:葺)	トタン (昭和60年まで:葺)	10月30日	高野村からの助成金 区町村、各戸からの集金 個人・法人からの寄付	秋田	地区のつながり 継ぎ物としての価値 維持	震災との関係上の良い・悪い 両方に沿った運営	今までどおりで行う	○
田中・門出・栗田 →戸次 平成25年	世襲	お法使屋の隣	木造	トタン (不燃:葺)	トタン (不燃:葺)	10月30日	高野村からの助成金 区町村、各戸からの集金 個人・法人からの寄付	田中 門出 栗田	人が集まる 継ぎ物としての価値 維持	震災との関係上の良い・悪い 両方に沿った運営	今までどおりで行う	○
戸次→馬場崎 平成26年	世襲 (昭和59年~平成19年:区長、 それより前:世襲)	お法使屋敷地隣接	木造	化粧合板・トタン (平成1年まで:葺)	トタン (平成1年まで:葺)	11月2日 (平成14年以前:10月30日)	高野村からの助成金 区町村、各戸からの集金 個人・法人からの寄付	戸次	人が集まる 継ぎ物としての価値 維持	震災との関係上の良い・悪い 両方に沿った運営	地震後より自主集 平田地区に何らかの寄付予定	
馬場崎→曲手 平成27年	世襲	一丁天神社内	木造	葺	葺	11月1日 (平成15年以前:10月30日)	高野村からの助成金 区町村、各戸からの集金 個人・法人からの寄付	馬場崎	地区のつながり、人が集まる 継ぎ物としての価値 維持	震災との関係上の良い・悪い 両方に沿った運営	地震と祭りは別として行う	
曲手→串川 平成28年	世襲 (昭和64年より前:世襲)	空地	木造	葺	葺	10月31日 (平成16年以前:10月30日)	高野村からの助成金 区町村、各戸からの集金 個人・法人からの寄付	曲手	12年1度のみ入し 継ぎ物としての価値 維持	震災との関係上の良い・悪い 両方に沿った運営	地震の被害より自主集しよう という声もあり	
串川→平田 (串川→平田)※	世襲	公民館前広場・天神社近く	木造	葺	葺	10月30日	高野村からの助成金 各戸からの集金	串川	継ぎ物としての価値 維持	震災との関係上の良い・悪い 両方に沿った運営	地震と祭りは別として行う	

※昭和32年から平田→平田西と平田→平田上・平田中とを併し、平田として2期間担当。 赤字:問題点、要望など

(3) 墓地の変容と墓祭り

墓地の変容として納骨堂化が挙げられる。対象とした14集落のうち8つで納骨堂が建設され、西原村では10のうち7つと顕著であった。また、墓地の立地位置から納骨堂化をみると、居住域に近接した8集落では3つに過ぎないのに対し、離れた場合では6のうち5集落となる。また、納骨堂が建てられた場所も、居住域に近接した墓地ではその敷地の一部に建てられているのに対し、そうでない場合の多くは墓地外に建設されており、墓地の位置はその後の変容に関係していることがうかがえる(表3, 4)。

熊本地震による被害として、程度は異なるものの墓石や納骨堂の倒壊があり、墓は個人の所有で再建も個人に任されるため、それが再建の障害になっている場合がみられた。一方、墓地全体の再建が行われている場合には、墓地に関する組織が存在した。南阿蘇村岸野では2つの墓地に対し個別の組合が存在し、被害を受けた墓の再建を行っていた。また、西原村宮山では納骨堂の建設を機に設立された納骨堂組合が中心となり、もとの墓地形式で整備を行っている。

ところで、墓祭りとはお盆と正月に墓地で先祖を弔うもので、先祖祭りと呼ぶ集落もあるが、過去まで含めると対象としたすべての集落で確認できた。現在行っていない集落は4つで、すべて納骨堂化していた。一方、納骨堂化しても場所を公民館に移し行っている集落が3、変わらず墓地で行っているところは7で、現在も続けている集落が7割強を占めた。西原村下小森では、地震後、墓の倒壊により納骨堂を利用する人もでてくるなか、墓祭りには遺骨を持ち寄り参加しているとのことであった。また、西原村上鳥子では元は集落の北、山の上の方にあった墓地が、現在の居住域近くに移設されたが、墓祭りは山の上に残る墓地跡において行っているとのこと、墓地を含め墓祭りが共同性の一部を担っている集落があることが窺えた。

表3 墓地の位置と変容

墓地と居住域との位置関係	墓地の変容	維持	墓地内に納骨堂	墓地外に納骨堂	納骨堂を経て、再度墓地
(居住域から離れる)	下小森 ◎ 門出 ○ 瓜生迫 ○ 上鳥子 ◎ 宮山 ○ (納骨堂は墓地外)				
(居住域に近接)	下布田 ◎ 秋田 ◎ 鹿野 ◎ 東下田 ◎ 岸野 ◎		神野 ○ 滝 ◎ 立野 ◎		

◎: 維持(場所変化なし)
○: 場所が変化
集落名: 南阿蘇村

表4 墓地の変容・現状・墓祭り

集落名	墓地の変容				地震による影響			墓祭りの有無			
	変容	時期	背景・備考	地震時	被害状況	高野状況	管理状況・備考	有無	備考		
西原村	上鳥子	墓地→納骨堂(集落外)	不明	不明	墓地	大きな被害は無し	-	個人	有	当初の墓地で先祖祭りとして行われる	
	袴野	墓地→墓地、納骨堂	平成10年頃	維持管理が難しくなったため 家族が多い人や管理できる人は墓地を利用	墓地	墓石の倒壊 亀裂、瓦の落下	修復済み	確認できず	有	公民館で行う	
	下小森	墓地	-	-	墓地	墓石の倒壊	めどたず	個人	有	納骨堂から遺骨を持ってきて墓祭りに参加する人有り	
	宮山	墓地→納骨堂	昭和25年頃	火災にもならない 地震により倒壊、墓地の方が管理し易いため	納骨堂	倒壊	共同墓地として再建済み	組織有り(主に集落内の区役員)	有	有志のみ墓で参り、その後公民館で行う	
	下布田	墓地	-	-	墓地	墓石の倒壊	修復済み	個人	有	墓地にて、住職をよび先づをともらい、食事会を行う	
	滝	墓地→納骨堂	昭和45年頃	維持管理が難しくなったため 同時に無縁の墓はまとめられる	納骨堂	階段の崩き 瓦の落下	修復済み	確認できず	以前は有	時期は不明だが、地震前から行っていない	
	門出	墓地、納骨堂→納骨堂(寺)	平成27年	地震により被害を受けたため	墓地	墓石の倒壊	倒壊	再建の予定なし	個人	以前は有	地震以降、行わなくなった
	栗田	墓地→納骨堂(集落外)	(地震前から)	行きづらい立地位置のため	納骨堂	倒壊	不明	個人	以前は有	村営の納骨堂で行っていたが、地震後の納骨堂に移つてからは行っていない	
	栗田	墓地→納骨堂(寺)	(地震後)	地震により被害を受けたため	納骨堂	倒壊	不明	個人	以前は有	村営の納骨堂で行っていたが、地震後の納骨堂に移つてからは行っていない	
	秋田	墓地	-	-	墓地	墓石の倒壊	修復済み	組織有り(主に集落内の区役員)	有	借入をよばないなど簡略化	
	瓜生迫	墓地→納骨堂(集落外)	平成10年頃	墓を管理できる人が少なくなったため	納骨堂	大きな被害は無し	-	個人	有	公民館で行う	
	南阿蘇村	立野	墓地→墓地、納骨堂	平成13年	維持管理が難しくなったため	墓地	墓石の倒壊 建物の被害は無し	倒れたままの墓石多し	個人	以前は有	理由は不明だが、50年ほど前から行わなくなった
		長野	墓地[復元]	-	-	墓地	墓石の倒壊	ほぼ修復済み	個人	有	参加する人が少なく簡略化
		東下田	墓地[復元]	-	-	墓地	墓石の倒壊	5箇所のうち2箇所が修復済み	個人	有	墓地ごとに行っている
岸野		墓地[復元] → (整備)	昭和51, 52年	墓石が増えたため整備した	墓地	墓石の倒壊	修復済み	組織有り(主に集落内の区役員)	有	墓地ごとに行っている	

(4) 共同空間を通じた空間構成

(4.1) 嘉島町下六嘉

嘉島町の集落は平地や台地に立地し、多くが公民館や公園、神社などの共同空間が隣接し集落の中心を形作っている。行政区は人口の増減に関わらず概ね集落単位の1行政区で、町は公園整備として集落それぞれに設け、震災後、仮設住宅地として利用された。神社では、運営や地震後の再建にかかる費用を氏子から徴収している場合が多く、居住者に対し氏子への参加の働きかけを行っているところもあった。墓地は居住地の近くに位置し、納骨堂化は他の町村と比べほとんど聞かれなかった。

下六嘉は緑川支流の矢形川下流左岸の台地に立地し、共同空間は墓地を除いて、六嘉神社の東を走る道路沿いに集中して位置する。1つの行政区は18の隣保組からなり、明治期の8つの小字の形が継承されている。公園は集落の北西に整備され、公民館もその隣に建て替えられた。震災後、公園は仮設住宅地として利用され、公民館も被害は特になく、避難場所として利用された。六嘉神社の社格は郷社で、氏子範囲は下六嘉・上六嘉・三無田、維持管理も同様で、400人程の氏子があり運営資金もそこから賄われている。地震により鳥居は倒れたが、他は社務所の柱が傾く程度であった。大きな共同墓地が集落の西側にあり、南西にも小さな墓地が2箇所見られ、屋敷墓も散見される。墓地の管理団体はなく、個人で管理され納骨堂化は聞かれなかった。地震の被害は墓がいくつか崩れる程度で、翌年には工事も完了していた(図5)。



図5 嘉島町下六嘉

(4.2) 益城町広崎

益城町の集落は台地や山裾に立地し、住民が増加し居住域が拡大すると、行政区が分離、増加している。公民館や公園、神社などの共同空間が居住域内にあるものの、位置的なまとまりは見られない。公園は市街化区域に集中し小規模なものが多いため、避難場所としては機能しなかった。被災した神社やお堂の多くは、地域コミュニティ施設等再建補助金などを利用して再建されている。

広崎は阿蘇外輪山の南西に広がる益城台地の南西部に位置する集落で、5つの行政区からなり、共同空間として神楽社、お堂、菅原天満宮、公民館、公園などがある。5つの行政区ごとに公民館があり、被災しなかったものは避難場所として利用された。公園は広崎公園と西原公園があるが、どちらも小規模で仮設住宅地として利用はされず、2区の町民グラウンドが使用された。神楽社は、氏子範囲としては村社型で、維持管理、運営資金とも町内で担っている。居住者の増加に伴い、氏子への参加の働きかけもあり、神楽社による繋がりが地域の繋がりとなっている。墓地は明治期では、字図上の“居屋敷”の北とさらにその北側の、合わせて2つであったが、現在は北側の墓地に集約され、納骨堂も新設された。地震時により墓は倒壊したが、納骨堂はほとんど被害を受けなかった。管理は集落内の葬式組により行われているとのことである(図6)。

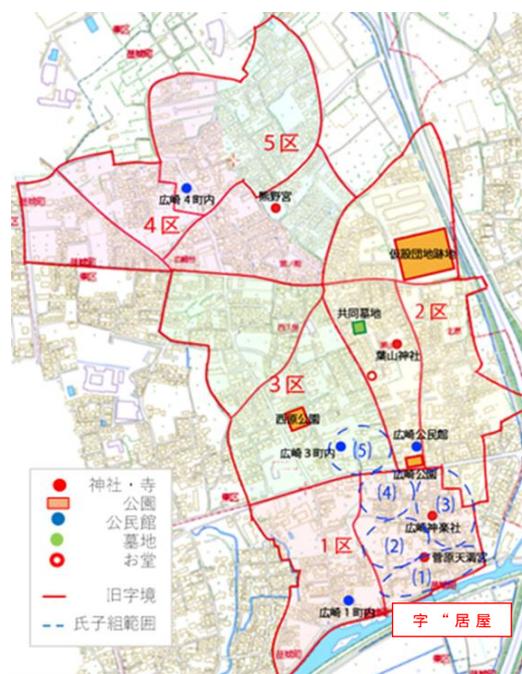


図6 益城町広崎

(引用文献)

- 1) 安亮輔、岩佐明彦：大規模災害における集落内コンモンスペースの可能性-熊本地震における嘉島町の分散型仮設住宅配置と集落コミュニティ-, 2019年度日本建築学会大会建築計画部門研究協議会資料 人口縮減社会におけるコミュニティとパブリックの新しいかたち, 2019.9
- 2) 益城町教育委員会生涯学習課：益城三十三か所めぐり
- 3) 益城町教育委員会益城町文化財保護委員会：益城の宝 説明文と写真で綴る文化財探訪, 2017.4
- 4) 津森神宮お法使屋会：津森神宮お法使祭 2017.3.1
- 5) お法使祭写真集編集委員会：お法使祭今昔写真集 2011.12.30

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 秋元一秀
2. 発表標題 お法使祭の特徴と継承 共同空間にみる震災後の集落再生に関する研究 その 5
3. 学会等名 日本建築学会大会学術講演会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 秋元一秀
2. 発表標題 公園整備計画と仮設住宅地 共同空間にみる震災後の集落再生に関する研究 その 4
3. 学会等名 日本建築学会大会学術講演会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 秋元一秀
2. 発表標題 南阿蘇村及び西原村における墓地と墓祭り 共同空間にみる震災後の集落再生に関する研究 その3
3. 学会等名 日本建築学会大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 秋元一秀 谷川達彦 笠井雄登
2. 発表標題 益城町における集落と祭祀空間 共同空間にみる震災後の集落再生に関する研究その1
3. 学会等名 日本建築学会研究報告九州支部第57号
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 笠井雄登 秋元一秀 谷川達彦
2. 発表標題 益城町寺迫の下寺中灰塚の集落構成、共同空間、屋敷 共同空間にみる震災後の集落再生に関する研究その2
3. 学会等名 日本建築学会研究報告九州支部第57号
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関